



# 佐賀県公報

平成20年  
8月12日  
(火曜日)  
第13075号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (六五・こども課) 一

### 告示

○青少年に有害な図書等の指定 (三二〇・こども課) 一

○道路の区域の変更 (三一・道路課) 二

○道路の供用開始 (三二二・) 二

○道路の区域の変更 (三二三・) 三

○道路の区域の変更 (三二四・) 三

○道路の供用開始 (三二五・) 三

○道路の区域の変更 (三二六・) 三

○道路の区域の変更 (三二七・) 四

○車両制限令に定める道路の指定 (三二八・) 四

### 公告

○県営上峰地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 四

○県営有明東地区土地改良事業の工事完了 ( ) 四

○随意契約の相手方等の公示 (税務課) 四

### 選挙管理委員会事項

◎不在者投票のできる施設の指定の一部改正 (告示・三五) 五

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六五号)

1 知事が指定する団体が審査し、青少年への視聴を不適当としたものを有害

図書等として取り扱うに当たり、当該指定団体のうち、日本ビデオ倫理協会を日本映像倫理審査機構に改めることとした。(第二条の二関係)  
2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年八月十二日  
佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第六十五号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則  
佐賀県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十二年佐賀県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条の二第一号を次のように改める。  
一 日本映像倫理審査機構

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### ◎佐賀県告示第三百二十号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。  
平成二十年八月十二日  
佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-83	別冊本当にあったHな話 9月号	(株)ぶんか社	18135-9	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-84	ガチンコ No.61 9月号	若生出版(株)	12811-09	
"	20-85	きらりん ギャル@Revolution No.1 オレンジ通信 9月号増刊	(株)東京三世社	02190-9 L-2008/9/17	
"	20-86	RUSH BANDITS スペシャル! VOL.2 決定版XX! 8月25日増刊	(株)大洋図書	13320-08 L-9/7	
"	20-87	コミック まあるまん 本当にあったHな話 9月号	(株)ぶんか社	13701-9	
"	20-88	ふたりエッチ THE ザ・チョイスCHOICE 魅惑の絶頂体験! 編	(株)白泉社	67504-56	
"	20-89	COMICバズーカ 9月号増刊	辰巳出版(株)	13992-9/1 L-2008-9/19	
"	20-90	人妻本当にあった浮気話 9月号	ミリオン出版(株)	18123-09	
"	20-91	漫画ダイナマイト 9月号	辰巳出版(株)	05979-9	

◎佐賀県告示第三百二十一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第三百二十二号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
国道 松尾佐賀停車場線 佐賀市神野西一丁目四三二番五地 先から 佐賀市神野西一丁目九三四番三 一地先まで	前	後	後	二一・三 一八・〇	四九二・〇
	二一・三 一八・〇	四九二・〇	後	二一・三 一八・〇	四九二・〇

◎佐賀県告示第三百二十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第三百二十四号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名 松尾佐賀停車場線	供用開始の区間 佐賀市神野西一丁目一〇七一番六地先から 佐賀市神野西一丁目八六四番一地先まで	供用開始の期日 平成二〇・八・三
-----------------	--	---------------------

●佐賀県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 東与賀佐賀 線	佐賀市本庄町大字本庄字一本黒木十三角一九五番 一四地先から 佐賀市赤松町三二二番一地先まで	平成二〇・八・二二

●佐賀県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の 後	変更後の 前
県道 鷹島肥前線	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 三五番一地从先から 唐津市肥前町星賀字牧ノ内乙五 二五番一地从先まで	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 一四六・〇 一四六・〇 一四六・〇 一四六・〇
	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 三五番一地从先から 唐津市肥前町星賀字牧ノ内乙五 二五番一地从先まで	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 一四六・〇 一四六・〇 一四六・〇 一四六・〇

●佐賀県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の 後	変更後の 前
七山唐津線 県道	唐津市浜玉町東山田字細工作四 八二五番地先から 唐津市浜玉町東山田字外原四九 四〇番一地从先まで	唐津市浜玉町東山田字細工作四 二九・八 二九・八 二九・八 二九・八
	唐津市浜玉町東山田字細工作四 八二五番地先から 唐津市浜玉町東山田字外原四九 四〇番一地从先まで	唐津市浜玉町東山田字細工作四 二九・八 二九・八 二九・八 二九・八

●佐賀県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
七山唐津線 県道	唐津市浜玉町東山田字細工作四八二五番地先から 唐津市浜玉町東山田字外原四九四〇番一地从先まで	平成二〇・八・三

●佐賀県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年八月十二日から平成二十年九月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
一般国道二〇七号	杵島郡江北町大字八町字上古川外一四番地先まで	後	一六・八 一〇・七	三二六・五
		前	一三・〇 九・五	三二六・五

●佐賀県告示第三百二十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、車両の長さ及び軸距に応じて定める値が最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十年八月十二日

佐賀県知事 古川 康

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二〇四号	伊万里市波多津町大字馬鈴鶏字牛の木五〇一一番地八地先から伊万里市二里町大字大里甲字神林二二四七番地一地先まで

○ 公 告

平成20年3月27日県営土地改良事業（土地改良総合整備）上峰地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年8月12日

佐賀県知事 古川 康

平成20年3月10日県営土地改良事業（一般農道整備）有明東地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年8月12日

佐賀県知事 古川 康

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成20年8月12日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 岩崎 和憲

- 1 特定役務の名称及び数量  
地方法人特別税導入に伴う税総合情報システム改修業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 3 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 4 契約の相手方を決定した日  
平成20年7月1日

5 契約者の氏名及び住所

- (1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 金沢篤直
- (2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号
- 6 契約金額 175,297,500円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課
  - (2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十五号

不在者投票のできる施設の指定(昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中

医療法人長生会介護老人保健施設エバーグリーン	佐賀市嘉瀬町大字中原一九六五番地一
------------------------	-------------------

を

医療法人正和会志田病院	佐賀市水ヶ江二丁目七番二三号
-------------	----------------

医療法人長生会介護老人保健施設エバーグリーン	佐賀市嘉瀬町大字中原一九六五番地一
------------------------	-------------------

に改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年八月十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社